平成２２年（フ）第３４６号
滋賀県湖南市岩根中央３丁目171　シャルマンハウスⅡ―105、住民票上の住所滋賀県湖南市石部東１丁目10番７号
債務者　アドバンスこと　吉田　康一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５４号
滋賀県守山市播磨田町53番地２　エクレス406号
債務者　鎌田　俊也
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５５号
滋賀県守山市播磨田町53番地２　エクレス406号
債務者　鎌田　亜紀
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６３号
滋賀県野洲市妙光寺331番地１　ユニハイム野洲106号
債務者　柿本　和子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６８号
滋賀県甲賀市甲南町寺庄672番地52、前住所滋賀県栗東市小野224番地96
債務者　黒木　千春
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７５号
大津市平野１丁目14番25号
債務者　羽野ます枝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８２号
滋賀県湖南市岩根882番地１　パッション湖南1002号、前住所滋賀県湖南市若竹町25番地１
債務者　岩﨑　　博
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０４０号
広島市安佐北区倉掛２丁目35番11号
債務者　大塚　治宣
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４１号
広島市安佐北区倉掛２丁目35番11号
債務者　大塚　廣子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５８号
広島市安佐南区東野１丁目10番９―４号
債務者　横山　里子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７７号
広島市安佐北区亀山南４丁目12番15号
債務者　中原　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８２号
広島県安芸郡府中町本町４丁目９番10―203号
債務者　山本　秋雄
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９４号
愛媛県松山市清水町３丁目83番地４　マナベハイツ105号、旧住所愛媛県松山市下伊台町1201番地16
債務者　十亀　利一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
愛媛県松山市枝松５丁目３番31号　ビージョイマンション５号館307号室、住民票上の住所愛媛県松山市福音寺町558番地
債務者　亀井由美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号
愛媛県松山市久万ノ台912番地１　第88杉フラット201号
債務者　米谷　家継
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県田川郡川崎町大字川崎4409番地の９
債務者　村坂　麗子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
福岡地方裁判所田川支部